

---

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第6、議案第37号 松崎町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第37号 松崎町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長より説明いたします。

（窓口税務課長 高橋和彦君 説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○5番（深澤 守君） 先ほど、コロナ対策についての設備投資の部分の固定資産税の減免等の説明があったと思うんですけど、もう少し詳しく説明していただけますか。

○窓口税務課長（高橋和彦君） はい。固定資産税の軽減措置について、二つ説明をしたところでございますが、まず一つ目、厳しい経営環境にある場合の軽減特例措置でございますが、先ほどの令和2年2月から10月までの任意の売上高が前年同期と比べて、減少することがまず条件となります。それに加えて、減少の状況を、令和3年1月31日までに市町村に申告する必要があること。またその申告をする際に、認定経営革新等支援機関の認定を受けて、あらかじめ、その減少具合のですね、認定をそういった機関の認定を受けた上で、市町村に対して申告をするというものでございます。市町村のほうで、減少具合を認定するのではなくて、あらかじめ、そういった公的機関の認定を受けた上で、市町村に対して、1月31日までに申告をしてその上で適当と認められた者が軽減対象になるというものでございます。それから二つ目でございますが、これは生産性革命の実現に向けたということで従来ある制度でございますが、これに、従来ですと、償却資産と呼ばれる機械設備器具等が現行で対象であった訳ですけども、これに加えて、事業用家屋、構築物を追加したという内容の拡充、それから、令和4年度までの2年間に、2年間延長したという期間の延長をしたというものでございます。

○2番（鈴木茂孝君） 今の認定機関ですけども、これは町に話をすれば、その認定機関への申請とかは手伝ってもらうことはできるでしょうか。

○窓口税務課長（高橋和彦君） 先ほど申し上げた認定機関というのが、国の想定では、税務債務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関などとしておりまして、税理士ですとか、公認会計士などとしております。町でという、よりは、事業者の方がそういったことの認定を受けるという必要がございます。

○6番（渡辺文彦君） 1番目の徴収猶予制度の特例ということでもって、いろいろ説明があるんだけど、この対象になる税は事業税ですよ、これは・・。この特例になる税の対象がよくわからないんだけど、これは恐らく事業税だと思うんだけど・・。それで、間違いないですか。

○窓口税務課長（高橋和彦君） ここにおける対象の税としては、全ての税目でございます。ただ、申告納税という性格の税もありますので、それは省かれますけども、それ以外の固定資産税、個人住民税、軽自動車税、そういったものは該当となります。

○6番（渡辺文彦君） 固定資産税、軽自動車税関係は2、3で説明されている訳だから・・、基本的に1で入っているのは、それ以外のものを含んでいるような気がするんだけど、1に含んでいるものは、2も3も含んでいるってということですか。とすると、この対象になる期限というのが、なんでこういうふうにわかれるのかなっていう気はするんだけど、これ、ただ、1の場合ね、令和2年の2月1日から令和3年1月31日までに切っている理由が僕はよくわかんないんだけど、仮に事業税とか法人事業税だとすれば、前年の課税、所得に関しての課税だから、この期限に分割して払うような形になるんだと思うんだけど、基本的には・・、それが何でこういう期限に切られているのかよくわからないんだけど、その辺をちょっともう一度、よく分かるように説明していただけますか。

○窓口税務課長（高橋和彦君） 1、2、3とございまして、大きく1と、2と3というふうに分かれるかと思えますけども・・、2、3については、税額そのものが減るということでございます。1については、税額そのものが減るのではなく、払う期間をおくらせるというものでございます。その大きな違いがございます。よって、課税された固定資産税、軽自動車税であっても、払う期間を大変な状況に置かれている方については、1年間、猶予しますよというものでございます。

○6番（渡辺文彦君） ちょっとまたそういうことであればそれで理解し・・整理します。もう1つわからないこの固定資産税関係のところの米印のところに、令和2年2月から10月までの任意の3カ月間という・・、この任意の3カ月間はこの期間の例えば2月5月10月でもいいのか、2月から2・3・4の連続なのか、その辺を確認したいのと・・、あとこれもな

んで、2月から10月までで切っているのか理由を聞きたいんだけど。もっとなんで、来年の3月までにしてくれないのか。その辺の理由がよくわからないんだけど、その辺をお願いいたします。

○窓口税務課長（高橋和彦君）　そもそも新型コロナウイルス感染症の影響による制度の改正でございまして、厳しい経営環境にあるとか、大変な状況の想定として、令和2年2月から10月ということ为国が地方税法で定めてございますものでございまして・・・、それから3カ月間の任意というのは、本当であれば、1年間の状況を見ないと、減収具合はわからないところですけども、特例の趣旨としては、1年間見なくても、その想定を立てやすいように任意に、この月、この3カ月間だけ見ればいいよということで、解釈を拡大したということでございまして、どの3カ月間じゃないといけないかとかってということについても、国のほうは、その辺については、よく内容を確認してみるようにということで、見解を示しております。

○6番（渡辺文彦君）　今、特例ということですからっていう話ですね、恐らく・・・、事業者を救済するって意味でやるんでしょうけどもそれはそれで理解できるんだけど・・・。仮に僕が申請しようと思ったときに、事業には波がある訳ですよ、月によって・・・、悪いときだけ3ヶ月拾って、というのがね・・・。良いときも悪いときもならしての3ヶ月では意味が違ってくる訳ですよ、おそらく。そういう意味で、この任意の3ヶ月の取り扱いによっては、対象になんなかったり、対象になったりするって事が起こると思うんだけど、その辺はどのように説明を受けているか確認したいんですけど・・・。

○窓口税務課長（高橋和彦君）　その辺について、最終的には先ほど申し上げたとおり、認定機関が認定することでありまして、その認定機関が認定したものについて、町が、減免、軽減の申告を・・・、申請を受け取るというものでございます。徴収猶予のほうの判断もそうなんですけども、なるべく・・・、酌であげてくださいと、というようなのは国からも示されております。

○8番（土屋清武君）　今の、渡辺君の質問にちょっと絡む訳ですけど・・・。実はですね、これはどこをやってもいいというような、この期間なら、3カ月間でいいという解釈でいいですね。3カ月間は、この2月から10月までの3カ月なら、飛んでもいいし、この間で良いという解釈でいいね。それを認定してくれる人は・・・、あれ、さっき、どういう人かっていうことをちょっと言われたような気がしたんですけども、税理士とか、という、町内の関係では、青色申告会の商工会なんか・・・、そういう人でもいいのか、やっぱり税理士とか、そういう

資格を持った人でなければだめなのか。その関係をちょっとお伺いしたいですけれども・・・。

○窓口税務課長（高橋和彦君） まず、その任意の３カ月間については、２月から１０月までの３カ月間ということですので、ここで示す原則としては連続した３カ月間ということになるかと思いますが、ただ、なるべく事情を酌んであげてくださってというのは、別に国も考え方を示しておりますので、それに、すごく固執する必要はないのかなというふうに僕は受けとめております。それから認定機関については、先ほども申し上げましたけど、税理士、公認会計士など、一定の実務上の経験を持つ支援機関ということでございます。

○議長（藤井 要君） 他に・・・後に質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

○窓口税務課長（高橋和彦君） すいません、ちょっと追加で、税理士、公認会計士などとしてる訳ですけども、その中に、ですね、国が指定している・・・、国が指定する機関として、静岡県商工会連合会ですとか・・・、松崎町商工会も含まれております。

○議長（藤井 要君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○７番（高柳孝博君） 本案、議案第３７号につきましては、コロナ感染の対策として、収入側の救済というのは、今までいろんな施策をされた訳でございますが、一方、支出側の対策として、税収の、税によって税を軽減するということで、救済しようという条例であります。したがって、私は、この案に賛成いたします。

○議長（藤井 要君） これをもって討論を終了します。

これより、議案第３７号 松崎町税条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---